

配 当 課 税 の 概 要

区 分	概 要
公募株式投資信託の収益の分配等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合課税 上場株式等の配当等 × 10～55% (所5～45%、住10%) (配当控除適用可) ・申告分離課税 上場株式等の配当等 × 20%(所15%、住5%) <p style="text-align: center;">のどちらかを選択 (申告不要とすることも可)</p>
剰余金の配当、 利益の配当、 剰余金の分配等	
上 記 以 外	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 1回の支払配当の金額が、 10万円 × $\frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 確定申告不要 (20%の源泉徴収) (所20%) </div>

(注1) 「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%未満である者が支払を受ける配当をいう。

(注2) この他、平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。